

役員報酬規程

平成 22 年 10 月 30 日 制定

平成 29 年 4 月 1 日 改正

令和 4 年 6 月 27 日 改正

社会福祉法人 北野同朋会

目 次

第1条	目的
第2条	定義
第3条	役員報酬総額
第4条	出務報酬
第5条	勤務報酬
第6条	監事報酬
第7条	第三者委員報酬
第8条	評議員選任・解任委員の報酬
第9条	出張旅費
第10条	支給方法
第11条	適用除外
第12条	公表
第13条	改正

附則

1 この規程は、平成 22 年 10 月 30 日より適用する。

2 この規程は、令和 4 年 6 月 27 日より適用する。

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人北野同朋会(以下「法人」という。)の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬の総額)

第 3 条 定款第 21 条に定める総額を 500,000 円とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 4 条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 5 条の報酬及び実務弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実務弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 5 条の報酬及び実務弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第 5 条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第 6 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席

に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また同日にあわせて監事業務を行った場合でも、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第 7 条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあつた場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会の報酬等)

第 8 条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 9 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算払い、出張終了後清算することができる。

(支給方法)

第 10 条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人

の指定する金融機関口座に振込むことができるものとする。
評議員会、理事会等出務が生じた都度、報酬として定額を支給する。

(適用除外)

第 11 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第 12 条 本規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第 13 条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成 22 年 10 月 30 日より適用する。
- 2 この規程は、令和 4 年 6 月 27 日より適用する。

(別表 1)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	6,000 円
評議員会出席報酬等	6,000 円
苦情対応第三者委員	6,000 円
評議員選任・解任委員	6,000 円

(別表 2)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	10,000 円
理事及び評議員業務報酬等	10,000 円
監事監査指導報酬等	10,000 円
苦情対応第三者委員	10,000 円
評議員選任・解任委員	10,000 円

(別表 3)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	20,000 円	10,000 円	実費